

データが蓄積された企業・事業を取得する

データM&Aの法的留意点

第1章

個人情報保護法・GDPR、競争法、FIRMA

データM&Aにおけるストラクチャー検討上の留意点

第2章

法令遵守状況だけでなくデータ取引契約にも注意

データM&Aに特有の法務デューデリジェンスの
検討事項

第3章

グローバルB to C企業への活用が典型

データ・デューデリジェンスの概要とチェックポイント

第4章

表明保証上どこまで具体化できるかが重要

データM&Aにおける契約上の留意点

第5章

追加のデューデリジェンス実施の可能性も

データM&A実行後の留意事項

ビジネスにおいてデータを利活用する重要性は高まる一方だが、自社でイチから集めるよりは、すでに蓄積されたデータを持っている企業・事業を取得するほうが手取り早く、実際、そのような目的でM&Aを行う例が増えているようだ。しかし、こうした「データM&A」では、世界的に強化されつつある情報保護規制をはじめ、法的に留意すべき事項は多岐にわたる。データ目的でない場合でも当てはまる可能性は十分考えられる。本特集を、データ経営時代のM&Aの参考にしていただきたい。